[検討事項] ■議会活動の原則□市民参加の推進

1. 考え方について

議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言等の強化に努めるものとする。

2. これまで検討を行った関連する検討項目

□参考人・公聴会制度の活用	□市民等の参加による意見交換会開催
□請願・陳情者からの意見聴取	□議会モニターの実施(※協議中)
□パブリック・コメントの実施	

3. 参考条文、参考事例等

〇佐伯市 第3条 (議会の使命及び活動原則)

議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

- 2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の意見の下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。

〇横須賀市 第6条 (議会の活動原則)

議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。

〇京丹後市 第2条 (議会の活動原則)

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする。